

変更理由書

案件名 : 令和7年度清水港新興津地区岸壁(-15m)床掘工事

受注者 : 鈴与建設株式会社

本工事は、令和7年12月4日付で鈴与建設株式会社と契約し鋭意施工中であるが、以下の理由により変更を行うものである。

1. 設計図書の誤謬
(適用条文:工事請負契約書第19条)
2. グラブ浚渫船及びバージアンローダ船の回航費の変更
(適用条文:特記仕様書8-6)
3. 土運船及び揚錨船の回航費の追加
(適用条文:特記仕様書8-6)
4. 排砂管の設置延長の変更
(適用条文:特記仕様書7-3)
5. 排砂管の運搬費の追加
(適用条文:工事請負契約書第18条)
6. ICT活用工事に要する費用の計上
(適用条文:特記仕様書(共通編)8-1-40-1、8-1-49-1)
7. 排砂管(水上)の設置方法の変更
(適用条文:特記仕様書7-3)
8. 起工測量結果に基づく土量の変更
(適用条文:工事請負契約書第18条)
9. 床掘範囲の変更及び石材撤去の追加
(適用条文:工事請負契約書第18条、工事請負契約書第19条)
10. 土質調査結果に基づく土質条件の変更及び土量精査
(適用条文:工事請負契約書第18条)
11. 石材撤去到要する費用の計上及び石材撤去範囲の変更
(適用条文:特記仕様書7-6、工事請負契約書第19条)
12. 石材撤去数量の精査
(適用条文:特記仕様書7-6)
13. 試行工事(遠隔臨場)の精査
(適用条文:特記仕様書(共通編)8-1-32)